第七条の二の十一を第七条の二の十二とし、第七条の二の十を第七条の二の十一とし、第七条の二の九を第七条の二の十とし、第七条の二の八第二号中「第七条の二の十一及び第七条の二の十四」を「第七条の二の十二及び第七条の二の十五」に、「第七条の二の十一ただし書」を「第七条の二の十二ただし書」に改め、同条を第七条の二の九とする。

第七条の二の七を第七条の二の八とし、第七条の二の四から第七条の二の六までを一条ずつ繰り下げる。

第七条の二の三第一項第一号中「第七条の二の六」を「第七条の二の七」に改め、同項第二号中「第七条の二の五」を「第七条の二の六」に改め、同条を第七条の二の四とする。

第七条の二の二の次に次の一条を加える。

（法第七十二条の五十九第一項の基準）

第七条の二の三　第二条の四の規定は、法第七十二条の五十九第一項に規定する総務省令で定める基準について準用する。この場合において、第二条の四中「第四十六条第五項」とあるのは、「第七十二条の五十九第一項」と読み替えるものとする。

第八条の二十九第三項中「又は法人税法」を「、法人税法」に、「事後設立をいう」を「現物分配又は同法第六十一条の十三第一項の規定の適用を受ける同項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡をいう」に、「又は同条第十二号の六に規定する事後設立法人」を「、同条第十二号の六に規定する現物分配法人又は同法第六十一条の十三第一項に規定する被現物分配法人」に、「又は同条第十二号の七に規定する被事後設立法人」を「、同条第十二号の六の二に規定する被現物分配法人又は同法第六十一条の十三第二項に規定する譲受法人」に改める。

第八条の五十八第二項第三号中「の額」を「の額×2.5」に改める。

第十条第一項の表㈤、㈥及び㈦中「同条第二十七項」を「同条第二十二項」に、同表㈦中「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第十九項」に改める。

第十条の二第一項の表㈠、㈡及び㈢中「同条第二十七項」を「同条第二十二項」に、同表㈥中「第五十三条第三十三項」を「第五十三条第二十八項」に、同表㈦中「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第十九項」に改める。

第十条の二の五第一項中「第四十八条の十四の五第二号」を「第四十八条の十四の五第三号」に改め、同条第二項中「第三百二十一条の八第三十九項」を「第三百二十一条の八第三十四項」に、「第三百二十一条の八第三十八項」を「第三百二十一条の八第三十三項」に改める。

第十条の二の七第二項第二号中「第六十六条の四第十六項第一号」を「第六十六条の四第十五項第一号」に、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。

第十条の二の八第二項第二号中「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。

第十条の二の十を第十条の二の十一とし、第十条の二の九の次に次の一条を加える。

（法第三百二十五条の基準）

第十条の二の十　第二条の四の規定は、法第三百二十五条に規定する総務省令で定める基準について準用する。この場合において、第二条の四中「第四十六条第五項」とあるのは「第三百二十五条」と、「道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

第十条の七の三第六項第一号中「（昭和二十三年法律第二百五号）」を削る。

第十一条の十三の次に次の一条を加える。

（法第三百四十九条の三第三十四項のコンテナー）

第十一条の十四　法第三百四十九条の三第三十四項に規定する総務省令で定めるコンテナーは、次の要件に該当するコンテナー（当該要件に該当することについて地方運輸局（運輸監理部を含む。）又はその運輸支局若しくは海事事務所の長が証明したものに限る。）とする。

一　その長さが六メートル以上のものであり、かつ、その幅及び高さがいずれも二・四メートル以上のものであること又はその最大積載重量が十八トン以上のものであること。

二　当該年度の初日の属する年の前年中における外国貿易のために使用された日数の全使用日数に対する割合が八十パーセントを超えるものであること。

第十五条の四の次に次の一条を加える。

（法第三百五十四条の二の基準）

第十五条の四の二　第二条の四の規定は、法第三百五十四条の二に規定する総務省令で定める基準について準用する。この場合において、第二条の四中「第四十六条第五項」とあるのは「第三百五十四条の二」と、「道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

第十六条の四の三中「以下」を削り、「次の各号」を「第一号及び第二号」に改め、「数の合計数」の下に「（特別区にあつては、次の各号により算出した数の合計数）」を加え、同条第二号中「うち県内他市町村に常住」を「うち県内他市区町村に常住」に改め、同条に次の一号を加える。

三　国勢調査令によつて平成十七年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果として公表された平成十七年国勢調査従業地・通学地集計その一第一表（常住地又は従業地・通学地による年齢（五歳階級）、男女別人口及び十五歳以上就業者数）の表頭「従業地・通学地による人口」のうち「うち自市内他区に常住」の表側「総数」の欄の数から「十五歳未満」及び「十五～十九歳」の各欄の数を控除した数

第十六条の四の四第一項中「3」を「2」に、「全国のたばこ消費基礎人口」を「全国のたばこ消費基礎人口の合計」に改める。

第十六条の十三第二項第二号中「法附則第十五条第二項」を「法附則第十五条第一項」に改める。

第十六条の二十三の三の次に次の一条を加える。

（法第六百五条の基準）

第十六条の二十三の四　第二条の四の規定は、法第六百五条に規定する総務省令で定める基準について準用する。この場合において、第二条の四中「第四十六条第五項」とあるのは「第六百五条」と、「道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

第二十四条の二十二から第二十四条の二十五までを次のように改める。

第二十四条の二十二から第二十四条の二十四まで　削除

（政令第五十六条の七十二第二号の親族）

第二十四条の二十五　政令第五十六条の七十二第二号に規定する総務省令で定める親族は、同号に規定する従前の組合員の配偶者及び子以外の親族で、当該従前の組合員と生計を一にしているものとする。

第二十四条の二十六を削り、第二十四条の二十七を第二十四条の二十六とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第七百一条の五十五第一項の基準）

第二十四条の二十七　第二条の四の規定は、法第七百一条の五十五第一項に規定する総務省令で定める基準について準用する。この場合において、第二条の四中「第四十六条第五項」とあるのは「第七百一条の五十五第一項」と、「道府県知事」とあるのは「指定都市等の長」と読み替えるものとする。

附則第二条の七の見出しを「（法附則第九条第七項に規定する未収金）」に改め、同条中「附則第九条第八項第二号」を「附則第九条第七項第二号」に改める。

附則第三条を次のように改める。

第三条　削除

附則第三条の二の六から第三条の二の八までを削る。

附則第三条の二の九の見出し中「附則第七条第五項」を「附則第七条第三項」に改め、同条第一項中「附則第七条第五項」を「附則第七条第三項」に、「附則第三条の二の十第一項」を「附則第三条の二の十四第一項」に改め、同条第二項中「附則第七条第六項」を「附則第七条第四項」に改め、同条を附則第三条の二の六とする。